

公益社団法人 高 分 子 学 会
高分子学会フェロー表彰規程

(2007年3月7日理事会承認)

(2012年3月12日理事会承認)

第1条 本規程は、公益社団法人高分子学会（以下、本会という）の高分子学会フェロー表彰に関して定める。

（目的）

第2条 高分子学会フェロー表彰制度は、本会における継続的な活動を通じて高分子科学・技術の発展に業績をあげ、今後も貢献が期待できる本会正会員に対し、高分子学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を授与し、その功績を称えるとともに、もって、本会を代表するにふさわしい会員としてのリーダーシップの発揮と第14条にかかげる本会および社会への寄与を奨励することを目的とする。

（要件）

第3条 前項にいう業績とは、学術・研究活動、産業技術の開発・育成、教育・公益活動を通じて、高分子科学・技術の発展に貢献した業績をいう。

（対象者）

第4条 表彰の対象となる者は、原則として60歳以上在籍累計年数20年以上の正会員とする。

第5条 高分子科学功績賞を受賞した者で、本規程第3条、第4条の条件を満たし、かつ会長の推薦を受けた者は、高分子学会フェローの称号を授与する。この場合、会員の累積年数にはこだわらないものとする。

（定員数）

第6条 フェローの定員数は、原則として本会個人正会員数の2%以下とする。

（候補者の推薦）

第7条 理事、支部長、研究会運営委員長、フェローは、各人毎年1名の候補者をフェロー表彰候補者選考委員会（以下、選考委員会という）に推薦書を提出することにより推薦できる。

（フェロー表彰候補者選考委員会）

第8条 選考委員会は副会長1名および会長推薦者数名をもって構成し、委員長は会長が指名する。選考委員会は推薦された候補者の業績に関して提出された推薦書を参考に選考し、理事会に推薦する。フェロー表彰候補者選考委員会の規程および推薦書の書式については別途定める。

（候補者の決定）

第9条 理事会は選考委員会から推薦された候補者について審議し、フェロー表彰の受賞者を決定する。

（公表）

第10条 理事会はフェロー表彰の受賞者決定後、すみやかに該当者に通知し、かつ会誌「高分子」および本会ホームページに選考委員会委員名とともに公示する。

（表彰の方法）

第11条 表彰は、表彰時点における高分子学会会長名によって行う。

（称号授与）

第12条 フェロー表彰の受賞者には、フェローの称号の証書を贈呈する。

(称号の期限)

第13条 フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間においてその称号を名乗ることができるものとする。

(フェローの役割)

第14条 フェローは以下の役割を果たすものとする。

1. 本会行事での優秀発表表彰審査員
2. 本会が推薦する公的機関、公益団体の委員
3. 一般市民、青少年対象の教育講座などの講師
4. 本会行事などでの講演
5. フェロー候補の推薦
6. その他本会の要請による事項

(規程変更の手続き)

第15条 この規程は、理事会の議を経て変更することができる。

(高分子学会フェローの英訳名)

第16条 英訳名は、**SPSJ FELLOW** とする。

付則 この規定は、公益社団法人移行登記の日から施行する。